

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（抜粋）

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

③ 千葉市全域【平成 31 年 6 月を目途に実施】

（注）特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、千葉市又はこれに隣接する市町村若しくは東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。